



2013
夏号

みつしろ「市議会ニュース」

We ♥
DAITO

無党派・市民派

大東市議会議員・「市民オンブズ大東」代表

みつ しろ とし お

光城 敏雄

住 所 〒574-0024 大阪府大東市泉町2-7-18
 T E L 072-875-4829
 F A X 020-4623-1016
 携 帯 090-9990-6527
 携帯メール M09099906527@softbank.ne.jp
 パソコンメール se5t-mtsr@asahi-net.or.jp

【光城】Webへ

光城敏雄

検索



最高裁判所に再び上告 世直しに果敢に挑戦していきます

市民が決める市職員の給与や退職金

市職員の給与や退職金は議会の議決が必要な「条例」で決定されます。行政が定める「規則や要綱」などで決めてはいけません。なぜならば、市民の監視から離れては、税金がムダ使いされるかもしれないからです。

大東市議の請求棄却

公金支出訴訟 「前市長らに過失なし」

大東市が非常勤職員に退一方、「前市長らに故意や過失なし」

大東市、非常勤職員に「退職金」

前市長の賠償責任認めず

高裁判決

大東市が条例に基づかず非常勤職員に退職慰労金を支出したのは違法として、光城敏雄市議(55)が市側に対し、前市長や当時の市幹部ら計4人に支出分の計約270万円を損害賠償請求するよう求めた住民訴訟の差し戻し控訴審判決が27日、高裁であり、金子順一裁判長は、前市長らに賠償責任は認められないとして請求を棄却した。

判決によると、市は2007年度、給与条例の対象外だった非常勤職員2人に勤続年数に応じて退職慰労金を支払った。これに対して金子裁判長は、違法な支出と指摘する一方、「提訴後に廃止されるまで長年続いた慣行で、他の自治体も行っていた。前市長らに違法性の認識はなく、支出を阻止する義務があったとまでは言えない」と述べた。

1審・地裁は08年8月、自治法違反を認めたが、要綱に基づいて支出してきた経過などを踏まえ、「支出が適法かを調べなかった前市長に注意義務違反は認められない」と判断。市議会は前市長らへの賠償請求権を放棄する「帳消し」議決をしていたが、その是非には触れなかった。

大東市の退職金

賠償請求認めず

高裁「前市長、過失なし」

大東市が非常勤職員に退職慰労金を支出したのは違法だと、市議が岡本日出士・前市長らへの約270万円の賠償請求を市に求

▲2013年3月28日 朝日

退職慰労金住民訴訟 賠償責任はなし

大阪府大東市が非常勤職員に退職慰労金を支払ったのは違法として、当時の市長らに市が賠償請求するよう求めた住民訴訟の差し戻し控訴審判決が27日、大阪高裁で

▲2013年3月28日 毎日

訴訟では、1審の大阪地裁判決で支出の違法性が認められた後、市議회가市長に対する損害賠償請求権を放棄する議決をしたことの適法性が問われていたが、判決は前提となる損害賠償請求権がないと指摘し、適法性の判断をしなかった。

▲2013年3月28日 読売

ト又。に責前。よ

▲2013年3月28日 産経



みつしろは
言いたい

単に国家公務員との比較だけでは市の職員給料、給与が適正かどうかわかりませんね。
市民生活に見合った感覚、知見が必要ですね。

みなさんこんにちは、市民オンブズ大東・みつしろと申しておです。
大東市議会議員・光城敏雄は2013年3月25日(月)定例会議会の一般質問にて行政に対し質問をし、市長、各部長、消防長はおおむね次のように答弁しました。

1 ラスパイレス指数つて、なんですか

光城…公務員給与に関しての話です。前回も聞きました。今回もちょっと触れてみたいと思います。国と地方の給料格差、いわゆるラスパイレス指数と言われる数値ですが、大東市の職員さんの給与に関してどのように考えていますか。また、国からいろんな考え方が大東市に述べられているようですが、いわゆる給与と削減に対して、要請に応じなかった場合はどうなりますか。

給与削減要請は防災・減災事業や地域経済の活性化といった地域の喫緊の課題に対応するため、国家公務員の給与減額支給措置に準じ、平成25年度に

限つて必要な減額措置を講ずる内容となっています。具体的には、平成24年4月1日現在のラスパイレス指数で100を超えている部分について給与削減を要請されています。現段階ではこの要請に応じなかった場合のペナルティー的な要素は明らかではありませんが、本市では、臨時特例法の趣旨他の自治体の動向を踏まえながら国からの要請について対応を検討します。

2 市はもつとインターネットを活用しようよ

光城…ネット活用に弱い自治体にならないでくださいということですが、インターネットを活用した大東市の情報提供はどのように考えていますか。

政サービスの情報提供を行うことは非常に重要であると認識しており、ミニフェストロードマップでも新たな広報戦略についての検討が記載されています。いわゆるソーシャルネットワークサービスを新たに活用するツイッターやフェイスブックもその手法の一つであると考え、今後ますます発展するインターネットを用いた情報発信手段、手法を用いて行

総務部長…本市職員の給与は国の考え方に準拠し、人事院勧告に従って運用しています。また、地方公務員に対する国からの

政策推進部長…近年、インターネットを用いる情報化社会が進み、全国の各行政機関でもさまざまな対応の情報発信が試みら

れています。本市もそのインターネット環境を用いてホームページを開設し、行政情報と広報活動の発信を中心に運用しています。現在本市の行政情報発信の方法としては、ホームページのほか、毎月各世帯に配送している広報紙があります。インターネット環境を持たない市民の皆様に対しても広くさまざまな手段、手法を用いて行

政サービスの情報提供を行うことは非常に重要であると認識しており、ミニフェストロードマップでも新たな広報戦略についての検討が記載されています。いわゆるソーシャルネットワークサービスを新たに活用するツイッターやフェイスブックもその手法の一つであると考え、今後ますます発展するインターネットを用いた情報発信手段、手法を用いて行

定年26名

合計646,370,252円
最高額 約2,871万円

2800万円台	1名
2700万円台	2名
2600万円台	3名
2500万円台	3名
2400万円台	9名
2300万円台	6名
2100万円台	2名

定年以外18名

合計344,177,793円
最高額 約3,007万円

3000万円台	1名
2700万円台	6名
2600万円台	2名
2400万円台	2名
2100万円台	1名
100万円台 600万円台	6名

去年度もこんなに市職員退職金

60歳定年退職者の多くは2400万円台以上もの退職金を手にしています。定年以外とは、ほとんど50~59歳の勤奨退職です。割り増し金が支払われます。すべて市民の税金で成り立っていますので、市民のみなさんに知っていただくことが大事だと思います。

水道局・特別職除く ■ 平成24年度末

段について、立ち止まることなく常に新しい視点で検証する姿勢が必要であると考えています。また、本来行政が担うべき市民への情報提供とは何か、何を目的とし、一番大切にすべき点とは、それは議員の御質問の趣旨である市民サービスだと認識しています。よって本市は市民サービスに寄与する市民への情報提供をさまざまな手法にて充実させる方針です。

前々から言っているのに、市はいっこうにインターネット上のフェイスブックやツイッターを活用しようとしません。また、市民、利用者の立場で作られているとは思えない市の関連サイトが目立ちますね。

なぜ、広告？

広報「だいとう」にも
コミバスにも

広告が
載っています。

暮らしの
ガイドブックは

広告満載のおかげで
タタでもらえます。

市からの封筒にも

広告があるよ。

載せませんか

いつも
公用車にも
職員の服にも

広告を

政策推進
部長……広
報紙を利用
うか。

その収支は
どうなっ
ているでし
ょうか。

また、
その収支は
どうなっ
ているでし
ょうか。

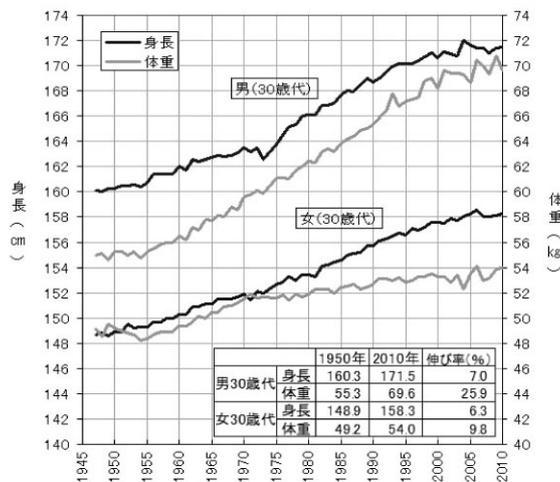
が市民の皆様宛に一括
かつ大量に送付します課
税通知などの封筒は、平
成25年度よりの取り組み
を予定しています。また、
暮らしのガイドブックは本
市と協定を結んだ民間企
業が作成を行っており、地
元企業の広告収入をもと
にガイドブックを作成し、
無料にて市民の皆様へ配
布等の提供を行っています。
その収入状況は、広報紙、
ホームページ合わせて平成
22年度決算では約560
万円を計上しましたが、
昨年、平成23年度決算では
景気後退の影響を受けて
と、思料しますが、約
270万円と半減してい
ます。(4面に続く)

みつしろは
言いたい

いろんな時代に合った、また、体格の変化に
応じた公共施設でないといけませんよね。

市民会館の二階の手摺は「怖いなあ」と思っていました。調べてみると法令では110cm必要なのに、90cmしかなくて、20cmも低いことがわかり、議会でも追及しました。また、この60年間で子どもたちの身長は10cmも伸びているそうです。

日本人の平均身長・平均体重の推移



(注) 成人男女の代表として30歳代を取り上げた。
(資料) 国民健康・栄養調査(厚生労働省、1974年調査なし)



建築基準法施行令第126条
(屋上広場等) 第一項

屋上広場又は二階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さくまたは金網を設けなければならない

3 インフラ整備をどうしましょうか

ども、普及した途端にど
んどんと老朽化していく
部分がありますが、この
ことについてどのように
お考えでしょうか。

政策推進部長……インフラ
整備は市内の道路や橋梁
水道管、その他の公共施
設等で供用開始から数十
年が経過し、老朽化に伴

4 公共物への広告って

光城……いろんな公共物
に対しての広告について
です。例えば大東市暮らし
のガイドブックとかネ
ットのバナー広告である
とか「コミユニティ」バス
の市民課に行けば封筒が
もらえますが、その広告
についてどうにお考
えでしょうか。

し民間業者などの広告を
有料で掲載する試みは、
平成19年度から歳入増加
策の新たな取り組みとし
て実施したものです。当時
全国の自治体において、公
共施設を初めとする行政
事業全般において、それら
を有効活用し歳入増加を
目的とした民間企業等か
らの広告収入を目的とし

う再整備等が必要なケー
スが発生して、それぞれの
所管が管理しているインフ
ラをチェックして長期計画
の策定を始めています。そ
れらの優先順位は老朽化
の度合いのほか市民ニーズ
や社会経済情勢、他の行
政サービスのバランスなど
を踏まえながら決定して
いく必要があると考えて
います。



消防長…現在、緊急自動車
の台数は消防本部、
消防署に19台、消防団に

光城…消防自動車の
値段を安くする方法を考
えてみましょうという話
であります。現在の台数
は何台でしょうか。それ
ぞれの年数は、何年ごと
に交換しないといけませ
んか。仕様や規制を緩和
することで安くすること
が考えられるでしょうか。

5 消防自動車つて安くならないんですか

光城…広告収入は下が
ついていますね。大阪府の
ウェブページには広告が
載っていません。門真市
と寝屋川市の場合、下
の方に固めてあります。
他の市で大東市と同じと
ころもありますが、どち
らがいいかという話です。
どの広告を載せるか載せ
ないかというも含め、
もっと皆様方がプロジェ
クトチームみたいな形を

作った方がいいと思っ
ていますが市長はどのよう
に思いますか。

發揮しろという御指摘も
ちようだいしております。
そんな中で、大東市のホー
ムページが独自性を發揮
して市民にとって見やす
く使いやすいものに向かっ
ていくということが一番
肝要であると考えています。

みつしろは
言いたい

行政の原則は公正性。
特に弱い人々の味方でないとい
いけません。広告つて、
強い人のためにあるような
気がします。

25台配置しています。車
両更新はシャーシメーカー
や機装メーカーの保証の
期限、交換部品の供給等
により車両更新の計画を
策定し、救急車8年、消
防ポンプ自動車15年、はし
ご車は20年をめどに更新
を行っています。

次に、消防自動車の標
準化についてですが、一口
に消防自動車と申しまし
てもその種類は千差万別
で100パターン以上に
なっています。

みつしろは
言いたい

いくらか種類があつても、
大きな自治体と協力し合つて
可能な限り安くさせる
努力が要ります。

きつい世の中です。司法(裁判所)も巻き込んで変えていかなければ!

再び
最高裁
へ

非常勤職員退職金損害返還等請求事件 (1面参照)

高裁へ

ごみ収集
長年の違法な随意契約

ゴミ収集業務委託訴訟は、大阪高等裁判所に控訴しています。
今年も市内から家庭・事業所ごみを東大阪の水走の清掃施設に
持って行ってもらうだけで、11億円も公金を使ってしまう。

高裁
判決

指定管理者選定問題
非公開決定取消訴訟

市役所チェック、行政監視のためには徹底した情報公開が必要
なのに、また他市がどんどんとネットなどで公開しているのに、
大東市だけが、行政の都合で隠してもいいなんていう判決でした。

地裁
判決

平成22年(行ウ)第31号
債権放棄議決濫用
損害賠償請求事件 (16#)

請求は棄却されされましたが、裁判所は住民訴訟の意義を充
分に踏まえて、係争中での議会判断に注意しています。また、
光城が非常勤職員に対しての制度を改めさせたと裁判所が評
価してしています。



このニュースを置いていただけるお店を募集しています。 現在、こちらに置かせていただいています。

佐々木毅 司法書士事務所

夫婦二人でやっています

鴻池新田駅前 tel 06-6745-7591

大東書店

赤井 tel 872-0040

HAIR & MAKE
流線形

御供田 tel 875-3560

Jeans Shop iB

氷野 tel 872-0272

3か月で3万部配っています。
お手伝いして下さる方歓迎。配れる数だけお好きな時間に。

よろしく願いいたします。